

ピアジェは道徳性の発達段階をどのように考えたか？

— 『子どもの道徳判断』を読む (2) —

関口昌秀

1. はじめに

ピアジェは道徳性の発達について3段階に分けて考える。他人と自分の区別ができず自己意識のない「自己中心性」(égocentrisme)の時期が、第1段階としてある。自己と他者の区別がないから、この時期の子どもは、周りにあるすべてのものを自分のものと意識してしまう。心に浮かんだ感情についても、他人によって評価されるものとは考えず、それだけで価値あるものと信じてしまう。このような道徳的なアンミー状態が自己中心性の状態である。

社会関係の中において、子どもは自己中心性を抜け出していく。社会関係のなかで他者の評価に接することによって、自己中心性の無秩序状態に秩序がもたらされる。社会関係は大きく「強制関係」と「協同関係」に2分されるので、秩序化には2通りの道がある。他律と自律である。この2通りの道がそれぞれ2つの段階にもなる。他律から自律へというのが発達の道筋だとピアジェは考える。

強制関係としての社会関係は、子どもが親や大人とつくる最初の関係であり、同年輩者同士の子ども関係が協同関係である。大人との関係の特徴づけるのは、大人に対する子どもの「一方向的な尊敬感情」である。子ども同士の関係の特徴づけるのは、子ども同士の間における「相互的な尊敬感情」である。大人との関係の中では、「大人の言うことを聞く」ことが基本

的な義務である。そこでは、規則が外部から子どもに押し付けられる。すなわち、それは他律の道徳である。これに対して、子ども同士の協同関係では、論議をして、自分たちで規則をつくりだす。そして自分たちで創出した規範に自ら従う。ここに自律性の道徳が成立する。

子どもは家族の中で誕生するから、大人との権威関係が先にあり、その後子ども同士の関係がある。よって、他律的道徳が先に形成され、その後自律的道徳が形成される。デュルケム(より正確には『道徳教育論』の後期デュルケム)に対して、ピアジェが強調したのが、自律の道徳である。他律的道徳は真の道徳ではない、とさえピアジェはいう。

自己中心性から他律的道徳へ、そして他律的道徳から自律的な道徳へというのが、ピアジェが考える道徳性発達の基本的な筋道である。これは、前稿「ピアジェ理論における道徳性発達の論理—道徳性の発達と社会形成のためのノート」¹⁾の中で述べたことである。前稿では、ピアジェの『子どもの道徳判断』の第4章の部分だけを対象としたが、ここでは第1章「遊びの中の規則」を対象として、ピアジェが考える道徳性の発達段階を見ていこう。

副題を「『子どもの道徳判断』を読む」と変えたのは、その方が内容を正しく表わすからである。「道徳性の発達と社会形成」は、私の問題関心の表現としてはよいが、論文の題としては広すぎるからである。

2. 包括的な発達段階はない

第1章の結論部で、ピアジェは、包括的な発達段階はないと言っている。

個人の発達のある時期においてその人の心理的生活全体を規定する包括的な段階というものは、存在しない。(p.61;103頁)

人間の心理発達を全体的に包括する発達段階を考えることは妥当でないということと、第4章で述べた自己中心性から他律へ、そして他律から自律へというのは、どういう関係になるのか。上の引用に続く次の文を読むと、そこがわかる。

〔発達〕諸段階は、行動と意識の両面の上にリズムのように生じてくる規則的な過程の相次ぐ諸局面として、考えられる。たとえば、ある個人は、ある種の規則の行動に関しては自律の段階にあるが、その規則の意識に関しては、より洗練された規則の行動と同様、他律の段階に止まっている。(p.61;103頁)

ピアジェは、発達をいくつかの局面に分けて考える。たとえば、ここでは、規則を実行できるレベルと、その規則について意識するレベルとを区別する。

そして、規則も一通りでなく、何種類かに区別して考える。上の引用に対する脚注において、ピアジェは次のように言っている。

たとえば、10歳のある1人の子どもは、ビー玉遊びの規則を実行する点に関しては、自律的である。しかし、ビー玉遊びの規則について意識する点に関して、また嘘をつかない規則、あるいは〔より一般的に言えば〕正義の規則を実行する点に関しては、他律的である。(p.61;103頁の注)

10歳のある1人の子どもを取り出して観察してみると、規則の実行に関しては自律的だが、規則の意識に関しては他律的な段階に止まっている。そういうことが一般にある。そしてさらに、実行の面でも、ビー玉遊びの規則と嘘をつかない規則とは別種のものなのだ。ビー玉遊びの規則の実行の点では自律的だが、嘘をつかないことでは他律的なこともある。

このように、ピアジェは、規則の実行とそれについての意識とを区分し、さらに規則そのものについても、規則の種類を区分する。「心理的生活全体を規定する包括的な発達段階が存在しない」というのは、「心理的生活全体」(l'ensemble de la vie psychologique)はいくつかに区分して考えるのが、適正だということである。「心理的生活全体」をそのまま全体として把握することは無理だということだ。発達段階は、心的生活をいくつかに区分した上で捉えるのが妥当だということである。「包括的な発達段階が存在しない」というのは、そういう意味である。

たしかに、一般に、認知発達と人格発達を区分する。たとえば、認知発達についてなら、ピアジェの感覚-運動期、前操作期、具体的操作期、形式的操作期という時期区分が、一般に受け入れられている²⁾。人格の発達については、ふつう、有名なエリクソンの発達段階区分を思い浮かべるだろう。このような意味で「心理的生活全体」を区分するのは、当然のことと言ってもよい。そうするのが、ふつうのことである。しかし、ピアジェの区分は、それにとどまらないものがある。

ピアジェは発達を論じる上で、少なくとも、3つの水準の区別をしている。

- ①道徳性と知能の区別
- ②規則の種類別(たとえば、ビー玉遊びの規則と嘘をつかないという規範規則の別)
- ③同じ規則の実行とその規則についての意識の区別

①は、道徳性の発達と知能の発達の平行性と

いう考え方の中に表されていた（前稿参照）。これは、認知発達と人格発達を区分することと同等である。それは一般的なことであり、ピアジェに特有のことではない。ただし、認知発達と道徳発達の両方を問題としたのは、ピアジェが例外であり、道徳性と知能の両方を論じた者はピアジェ以外に見あたらない。

②と③は、ピアジェに特有である。道徳性の発達を考える上でも、これらの区分をしていこうというわけだ。「包括的発達段階が存在しない」というのは、道徳発達を捉えるためには、それらの中のさらなる区分が必要だということでもある。そのようにしてはじめて道徳性の発達は捉えることが可能となる。だから、ピアジェは次のように言うわけだ。

自律あるいは他律によって特質づけられる包括的な〔発達の〕諸段階 (stades globaux) について語ることはできない。わたしたちが語ることができるのは、ただ、個々の新しい規則群や個々の新しい意識面や反省の面に関して反復していく過程を規定する、他律と自律の諸局面 (phases d'hétéronomie et d'autonomie) についてだけである。(p.61 ; 103頁)

自律と他律についても、自律一般とか他律一般は考えられない、というわけである。ただし、ここからひとつの問題が生じることにもなる。

②、③の区別に関連して生じる問題について、一言しておこう。

②は道徳性全体を区分することに関わる。ビー玉遊びの規則と嘘をつかない規則と正義の規則との関連については述べられていない。第1章の主題がビー玉遊びの規則にあったことを考えてみれば、これらの規則の関連について述べないというのも肯けることではある。しかし、ビー玉遊びの規則、嘘をつかない規則、正義の規則などと規則自体を区別してしまうと、道徳性

一般をどのように考えるか、という問題も発生する。ピアジェ自身「真の道徳」という言い方もするのだから、彼は、一般的な道徳性の存在を想定しているわけだ。それと、諸規則はどのような関係にあるのか。とりわけ、ビー玉遊びの規則は道徳性とどのような関係にあるか。もし、この脚注でいう「正義」の規則が道徳性一般を指すのだと解するならば、それとビー玉遊びの規則とはどのように関係するのか、ということが再び問題となる。ところが、諸規則の関連については述べられないので、道徳性一般についても曖昧なところが残ることになる。

ただし、道徳性については、本文に「真の道徳」という言い方も出てくることから、ピアジェが道徳というものをどのように考えているかに関して理解できる点もある。前稿で確認した、真の道徳は自律の道徳だ、というのもその一つである。

第1章で主として述べられているのは、③の規則の実行と意識の区別と関連についてである。それとの関連で、道徳の考え方についても述べられる。実行と意識の関連については、とくに「意識化の法則」と「行動と意識のずれの法則」を論じる点が参考となる。これについては、節をあらためて、後でみよう。

3. ビー玉遊びの規則—実行の4段階と意識の3段階

ビー玉遊びでの自律と他律とは、具体的に何を指しているのか、見てみよう。

まず、ビー玉遊びの規則の発達全体について、大まかに見てみよう。先に述べたように、ピアジェはビー玉遊びの規則を行動の面と意識の面に区分する。規則の実行では、ビー玉遊びの発達段階は4段階に分けられる。ビー玉遊びの規則の意識では、発達段階は3段階に分けられる。

行動の第1段階は、「純粋に運動的で個人的な段階」である。「運動的」(moteur) とは「感覚-運動的」(sensori-moteur) のことであ

る。「運動的」と表現するのは第1章だけであり、第4章では「感覚-運動的知能」と表現している。この表現の方が、事柄の表現として正確で分かり易い。これは認知発達という「感覚-運動期」のことであり、条件反射的で言葉以前である。知能と道徳の区別も意味があるとは思えない段階である。また、この段階は全く個人的なものである。だから、集団的規則については何も言えない。この点からも、固有の意味での道徳性は問題にならない段階である。

第2段階は、「自己中心性」(égocentrisme)の段階で、2歳ないし5歳から7、8歳頃までである。この時期の子どもは、他の子どもがする例を模倣しようとするが、遊び仲間を見出そうとはせず1人で遊ぶか、あるいは他の子どもと遊んでも勝とうとはしない。友達と一緒に遊んでいるときでも「自分のみで」遊び、たとえばすべての子どもが勝つこともできる。それは、勝敗を決める統一的なゲームの規則がないからである。この時期の子どもは、すべての子に共通する統一的な規則を制定しようと思わない。

ビー玉遊びの規則実行の第3段階は、7、8歳頃から10、11歳頃までで、この段階を「初期協同の段階」(stade de la coopération naissante)——直訳すれば「生まれつつある協同の段階」となるが、ここでは「初期協同」と訳しておく——と、ピアジェはよぶ。子どもは、ビー玉遊びで仲間に勝とうとし始め、統一的なビー玉遊びの規則を制定しようとする。

第4段階は、11、12歳頃からはじまる。この段階は「規則の制定化の段階」(stade de la codification des règles)である。子どもは14、15歳頃でビー玉遊びをしなくなる。だから、それ以上この段階を考えるのはあまり意味がない。ただし、ここでビー玉遊びの規則の実行に関する限り、協同的な相互拘束の規範が完成する。

ビー玉遊びの規則についての意識の第1段階の特徴は、「まだ強制的でない」ことである。

年齢的には規則実行の第2段階である自己中心的段階の半ば(5、6歳ごろ)までと見ているようである。ピアジェにとって、年齢区分はそれほど重要でなく、意識の段階は、発達のメカニズムを説明するために、実行とのかかわりで重要となる。「意識化の法則」と「ずれの法則」で、実行と意識の関連を説明していく。「ずれ」とは、規則の実行と規則についての意識のずれのことであり、実行が先に存在し、その後規則について意識するようになる。その間には一定のずれがある、とピアジェは考える。

意識の第2段階は、自己中心的段階の半ば頃に出現し、協同段階の半ば(9、10歳頃)で終わる。規則の意識を調べるに当たって、ピアジェは規則の起源と規則の永続性と可変性について、一人ひとりの子どもに質問した。規則を決めたのは誰かという質問に対して、子どもは、規則は大人あるいは神様から発生したと答え、規則を変更できるかという質問に対しては、規則を変更することはできず、規則はこれからも永続していくと答える。つまり、規則の起源は大人ないし神という外部にあると考える。そしてそれは自分たちで変えられるものではなく、これからも永続していくものとする。これが、意識の第2段階の特徴である。

第3段階では、規則は相互同意に基づく規範と考えられるようになる。だから、規則は、第2段階のように変更不可能ではなく、変更可能と考えられるようになる。一般の同意を得られる限り、規則は随時修正することが許される。意識の第3段階は、9、10歳頃から後の全てであり、規則実行面で見ると協同段階の後半および規則制定化段階の全体を占めることになる。

以上が、ビー玉遊びの規則実行の4段階と意識の3段階の概要である。

4. 規則実行の発達と認知発達の平行性

規則実行の4段階は、「感覚-運動段階」、「自己中心的段階」、「初期協同段階」、「規則制定化段階」と続く。規則についての意識の3段

階は、意識における自己中心性が社会関係へ開かれていく意識の諸段階である。行動面における自己中心性と意識面における自己中心性という新しい区別問題が生じることになるが、ここではそれは脇においておくことにする。意識の3段階は主観的自己中心性から、他律的道德意識、自律的道德意識へと続く。これは前稿で確認した第4章での議論に一致するものである。

実行の4段階についてピアジェは「別な名称」も与えている。各段階を規定する「法則の名称」である。4つの段階は、「きわめて単純で自然な法則」(lois très simples et très naturelles)によって定義できる。それは次の4つである。(p. 31 ; 48頁)

- 第1段階：単純な個人的規則性 (simples régularités individuelles)
- 第2段階：自己中心性を伴いつつ大人を模倣 (imitation des grands avec égocentrisme)

第3段階：協同 (coopération)

第4段階：規則そのものに対する関心 (intérêt pour la règle en elle-même)

ここで注目すべきは、規則実行の4段階と認知発達の4段階が対応していると考えられることである。先に述べたように、認知発達は、感覚-運動期、前操作期、具体的操作期、形式的操作期と続く。これと規則実行の4段階はほぼ対応している。(図1参照)

「道徳発達と認知発達の平行関係」(le parallélisme entre le développement moral et l'évolution intellectuelle) (p. 322 ; 563頁) というピアジェの基本的考え方からいっても、そうなることは自然である。

ただし、認知発達と平行関係にあるのは、道徳発達のうち、規則実行面だけであって、規則意識面の発達も認知発達と対応しない。そもそも規則意識の発達は3段階だから、規則実行の

図1 認知発達と規則実行の発達、規則意識の発達の時期区分

年齢	認知発達	規則実行の発達	規則意識の発達
1	感覚-運動期 (0~2歳)	運動的-個人的段階 (?~2ないし5歳)	規則意識の第1段階 (?~5, 6歳)
2			
3			
4	前操作期 (2~7歳)	自己中心性の段階 (2ないし5~7, 8歳)	規則意識の第2段階 (5, 6~9, 10歳)
5			
6			
7			
8	具体的操作期 (7, 8~11歳)	初期協同の段階 (7, 8~10, 11歳)	規則意識の第3段階 (9, 10歳~?)
9			
10			
11	形式的操作期 (11, 12~15歳)	規則制定化の段階 (11, 12~14, 15歳)	
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			

〔認知発達の年齢区分については、子安増生「発達過程の理解」, 子安ほか編『教育心理学』有斐閣, 1992年, 32ページの表による。〕

発達段階と対応しないからである。次にこれらの関連をみてみよう。

5. 規則実行と規則意識の発達のずれ —意識化の法則とずれの法則—

5-1 行動と思考のずれ

規則実行の発達は4段階、それに対して規則意識の発達は3段階というように、規則実行と規則意識の発達は、ずれている。図1は、両者の発達に認知発達も加えて、その発達段階を年齢に沿って図示したものである³⁾。これを見ると、そのずれがよくわかる。意識の段階は、おおよそ、実行段階の半ばから始まり、次の実行段階の半ばへと続く。第1段階だけは例外だが、意識の第2段階は実行の第2段階のほぼ中頃に始まり、実行の第3段階の半ばに及ぶ。意識の第3段階は実行の第3段階の半ばから始めて、それ以後まで続く。

実行と意識の関係は、このようにずれている。先に確認した、認知発達と平行関係にある道徳発達とは、道徳発達のうちの実行面である。意識面の発達は、当然ずれることになる。

「思考はつねに行動より遅れてくる」(p.43; 69頁)というのが、ピアジェの基本的な考え方である。行動面の発達が先にあり、その後意識面の発達がある、とピアジェは考える。道徳性の発達でいえば、規則実行の発達がまずあり、その後その実行状態がしばらく続いているのち、その実行状態について意識するようになる。だから、実行段階の半ば頃から意識の段階が始まることになる。

一般的に言って、全く正常なことだが、行動面における初期の協同は、思考の面における、自己中心性と拘束との複合によって生み出されている心理状態を、すぐに廃棄するものではない。実際、思考はつねに行動に遅れてくる。協同を長い期間実行しているのち、十二分な反省の光に照らして、はじめて、協同を意識することができる。

(p.43; 69—70頁)

これは、実行の第3段階、初期協同の段階から、意識の第3段階への移行の局面について述べたものである。

意識化への移行といっても、意識化 (prise de conscience) それ自体を意識することはできない。意識化は、むしろ無意識的な営為だからだ。私たちは意識しようと思って意識するわけではない。だから、なぜ規則に関する自己の行為を意識するようになるのか、と問いを立ててみても、それには答えようがない。それは、規則実行の面についても同様で、協同の実行がつねに協同を意識するわけではない。道徳は規範的行動であるが、自覚的意識を伴わなければ、本来の意味で自己の将来的行動を拘束する規範としての道徳とはならない。そういう意味で、道徳性の発達は、道徳的行動を問題にするだけでは不十分で、規範意識の発達を含めて考えなければならない。そのような意識化の側面を問題とするために、ピアジェは行動と思考を区別したのだ。

5-2 意識化の法則とずれの法則

上の引用にあるように、初期協同の実行とそれについての意識との間には「ずれ」がある。初期協同が一定期間続いたのち、その後協同の実行に関する意識が生じる。協同行動が一定期間続いたのち、協同が「意識化」されるわけである。

これらのことを、ピアジェは、「意識化の法則」(loi de prise de conscience) と「ずれの法則」(loi des décalages) と呼ぶ。(p.43; 70頁)⁴⁾

「意識化の法則」とは、ピアジェによれば、クラパレード (Claparède) の学説であり、「意識化の法則」に対して、「行動と思考のずれの法則」を追加したことがピアジェ自身の独自性ということのようである。ピアジェ自身にとって、この法則はだいたい思い入れがあり、自信の

ある説のようだが、その意味するところについて、私はまだ自信をもって理解したとはいえない。ここでは素朴に次のように考えておくことにする。

この箇所ではピアジェは、別の著書『子どもの判断と推理』(Le jugement et le raisonnement chez l'enfant)への参照を指示している。同書では、これらの法則を第1法則と第2法則と呼んでおり、「意識化の法則」が重要な理由について、次のように述べている。

それが重要なわけは、「子どもの思考の機能的な要因—とくに、自己中心性と社会的欲求の欠如—と、子どもの論理の特質をあらゆる構造的な性格との間の関係を明らかにするからである」(同書第5章)⁵⁾

ここでの議論の特徴は2つないし3つある。1つは、発達段階的には自己中心性の時期にかかわっていること。第2に、認知発達を念頭においた議論になっていること、そして、「機能と構造の関係」という問題設定である。

『子どもの道徳判断』においてピアジェは、「意識化の法則」と「ずれの法則」は、「自己中心性の問題を、その一般性において単純化する上で自然のこと」(p.43;70頁)だと言っている。そして、これらの法則は、「知的自己中心性」(l'égocentrisme intellectuel)が「行動における自己中心性」(l'égocentrisme en acte)よりも長期間続くことを説明する、とも述べている。この法則がなぜ知的自己中心性の長期化を説明することになるのか、この点について今の私には正直わからない。この点については不問にしておく。

『道徳判断』は道徳発達が主題だから、議論の対象が認知発達に限定されるわけではないが、それでもやはり、道徳的行動は認知発達との関係において考えられている。そしてここでも、自己中心性の時期を対象としている。自己中心性は、ピアジェに触れる者が必ずといっていい

ほど論じる定石だが、本稿の焦点は発達段階的にはもっと後の自律へ向かう時期であり、この難解な問題にここで触れることはしない。

ただ、機能と構造の対比については、前稿でも指摘した⁶⁾。機能と構造の関係も難解である。ここでは、この問題についても、あらためて論じることはしない。

他律から自律への移行において重要なのは、すでに述べたように、「行動と思考にずれ」があり、規則実行の段階に遅れて規則意識の段階がはじまるという点である。そのようなものとして、「ずれの法則」を素朴に理解しておく。それがよいと思う。自律への移行の段階で、機能と構造の関係がどうなるかは、ここでは不明なままとしておく。

6. ビー玉遊びにおける他律と自律

ビー玉遊びにおける他律と自律をもう少しみてみよう。他律から自律への局面が問題になるのは、規則実行では第3段階と第4段階、規則意識では第3段階である。そして意識の第3段階は、規則実行の第3段階から第4段階への移行を媒介するように見える。そこをやや詳しく見ていこう。

6-1 規則実行の第3段階

子どもが規則実行の第3段階、初期協同の段階にいるとき、そこには2つの特徴がある。第1に、子どもたちは、共通の規則を持つことへの関心をもち始める。しかし、第2に、それと裏腹の関係にあることだが、規則についての知識は、子どもによってバラバラの状態であり、ビー玉遊びをする上での確定的な統一的規則はまだ存在していない。

ビー玉遊びの典型的な投げ方には「弾き投げ」と「転がし投げ」の2通りがあり、このどちらでも遊ぶことは可能である。だが、弾き投げの方が難易度が高い。当然、勝負を公平にするには、投げ方を統一する必要がある。

この時期のある少年が、「1人が弾き投げで

遊ぼうというなら、皆も同じように遊ばなければならない」と調査者に答えた。

ピアジェはこの発言の中に、「ビー玉遊びをする仲間全員に共通に適用される確定した規則を発見しようとする一般意思が存在する」(p. 27; 41頁)ことを確認した。

この時期の子どもたちには、共通の規則を発見しようとするこのような一般意思が存在するにもかかわらず、他方において、この時期の子どもたちの間には、「規則に関する知識において、かなり大きな隔たりも存在している」(p. 27; 42頁)。

8歳から9歳の同一学級の子どもたちはいつも仲間と一緒に遊んでいるけれども、ビー玉遊びの規則について、1人1人の子どもに別々に質問してみると、返ってくる答えはすごく区々であり、しばしば全く矛盾している。(p. 13; 19頁)

一緒に遊んでいる子どもたちに対する個々の質問から、ピアジェは第2の特徴を確認した。この時期の子どもは、仲間にも勝とうとつとめるが、しかしまだ、ビー玉遊びをしている間その規則は「だいたいにおいて一致する」程度にすぎない。規則についての理解は区々だが、子どもたちは仲間と一緒に遊ぶ。そして、仲間にも勝とうとしはじめる。仲間にも勝とうとしはじめることの中に、ピアジェは、仲間全員を拘束する統一的規則への関心の発生を確認する。

これらの特徴を総括して、ピアジェは、この第3段階において、子どもの主たる関心が「心理運動的」(psychomoteur)なものから「社会的」(social)なものになるという。「社会的」なものに「なる」のは、子どもたちの間に「協同」が確立されていくからである。このときの協同は、ビー玉遊びがゲームとして成立すること、仲間にも勝とうとすることを指している。ここには一定のルールが存在し、一定の「相互性」が存在している。

しかし、この初期協同段階の「協同」は、まだ「その意思の状態が部分的なままにとどまっている」(p. 28; 43頁)。子どもたちは同一ゲームの中だけで相互に理解するにすぎず、各人はゲームの規則についてまだ全く個人的な意見をもっているにすぎない。

ゲームの規則実行のこの第3段階は、認知発達面での第3段階でもある。第3段階では、次の段階と比べて、知的発達と道徳発達のそれぞれの面で、何が不足しているか。そのことについて、ピアジェは次のように言っている。やや長いですが、引用しておく。

7, 8歳頃、すなわち私たちのいう〔規則実行の〕第3段階が出現するまさにそのときに、……(中略)……討論や反省が、すなわち思考面での協同が、独断や知的自己中心性よりも次第に優位を占めるようになってくる。そしてこの新しい思考の習慣は、固有の意味での演繹法にまで至る。……(中略)……だが、演繹法の使い方が一般化して、完全に合理的になるためには、まだ本質的な何ものかが欠けている。子どもは形式的に推論するようにならねばならない。すなわち純粹の仮定を含めてあらゆる場合に推論規則(règles du raisonnement)を適用できるほど、推論規則を意識するようにならねばならない。同様に、ゲームの規則(règles du jeu)〔の実行〕に関して第3段階にある子どもは、一時的な集団的協同に達しているが、しかしまだゲームの立法化それ自体(la législation même du jeu)に対する関心、原則そのものを議論すること(les discussions de principe)の関心を持っているわけではない。(pp. 28—29; 43—44頁)

ここでピアジェは、推論規則の発達とゲームの規則の発達とを平行な段階と考えている。そして、それぞれの第3段階が次の最終段階へと

至るために不足しているものについても、平行的に叙述している。認知発達において第4段階に達するには「形式的推論」が、すなわち演繹法を形式的に使いこなす思考習慣が、不足している。道徳発達において第4段階に達するには、仲間とゲームの原則を議論してそれを決めていくことへの関心が、すなわち「ゲームの規則を制定化していく」関心が、不足しているという。

6-2 規則実行の第4段階

上で不足していると述べたものが第4段階の特徴である。ビー玉遊びの規則実行に関する第4段階は、「ゲームの立法化」(legislation du jeu)、「規則の制定化」(codification des règles)の段階である。これは11, 12歳頃からはじまる。

これ以後(11, 12歳頃から)、勝ち負けを決める手続きを細部まで決められるようになる。それに加えて、守るべきビー玉遊びの規則について仲間全体が知るようになる。実際、同一学級の11, 12歳の子どもたちは、ビー玉遊びの規則とその可能な変形について質問すると、驚くほど一致した答えをあたえるようになる。(p.13; 19頁)

第4段階の子どもはその前の段階とは違った関心を持つようになる。子どもたちはビー玉遊びをするとき、ゲームの規則について話し合い、規則の調整をはかり、ルールを統一させていく。そして統一的なルールを確認してから、ビー玉遊びを始める。ここに、「協同」を求め子どもたちの関心がある。

ピアジェは、ここに、「協同」への関心だけでなく、規則そのものを制定化しようとする関心を見ようとする。子どもたちは、「あらゆる可能な場合すべてを予想することに楽しみを見出している」(p.31; 47頁)ようにみえる。ピ

アジェはこのように解釈する。ビー玉遊びの遊び方は、「方形遊び」という1つの代表的な遊び方に限定しても、5種類から10種類のルールがある。子どもたちがそれらの細部まで記憶して話し合っていることに、ピアジェは驚嘆の念を表明している。(p.31; 47頁)

ピアジェによれば、ここにおける子どもたちの驚嘆すべき記憶を含めて、一般に「記憶は活動に依存し、かつ真の活動は興味関心を前提とする」(p.31; 47頁)。だから、子どもたちが複雑なゲームの規則に関する膨大な記憶内容をもつのは、そこに子どもたちのビー玉遊びの活動があるからである。そしてそこに活動があるのは、その活動に対する興味関心があるからである。

そしてピアジェは、この時期の子どもたちが持っている関心は、「規則そのものに対する関心」なのだと解釈する。子どもたちは方形遊びにおいて、ゲームの進行をその時々で決めていく実に入り込んだ様々の決まり文句を発言していく。このようなゲームの進行に関する微細な規定が存在するのは、この段階の子どもたちが「自分たちの意のままに事物を複雑化することに楽しみを見出している」(p.31; 47頁)からだ、と、ピアジェは解釈する。そして、自分たちの思いのままにゲームを複雑化して楽しむのは、子どもたちが「規則のための規則を求めている証拠だ」(p.31; 47頁)とする。

6-3 規則意識の第3段階

すでに述べたように、規則意識の第3段階が始まるのは、9, 10歳頃、規則実行の第3段階のちょうど半ば頃である。規則実行に関してはすでに協同段階にあり、協同行動に遅れてその意識が始まっていく。実行の第3段階の初期はまだ意識の第2段階にあるから、実行の第3段階をみれば、意識の第2段階と第3段階の中間段階をみることができはざである。

ピアジェは、意識の第2段階と第3段階の中間、その境界にいる子(ベン)の事例を取り上

げて、次のように言っている。

ベンは、〔規則実行における〕協同のおかげで、ビー玉遊びの規則を適用する際に、それを様々に変形していくことをすでに知っている。したがって、彼は、現実のビー玉遊びの規則が子どもたちによって最近つくられたことを知っている。しかし他方において、彼は、規則の絶対的真理性も信じている。……(中略)……ビー玉遊びの規則に対するベンの尊敬は、協同によってもまだ排除されていない拘束の遺物である。……(中略)……ベンの態度は、拘束に由来する性格の残存物として考えなければならない。(p.43;69頁)

10歳のベンは、規則実行の第3段階にいる。だから、友だちと一緒にビー玉遊びをすることができる。だが、彼は、ビー玉遊びの規則の可変性を一般論としては認めるが、自分が実際にするときにはそれを認めない。ベンにとって、ビー玉遊びの規則は公正な真理としてすでに存在するものなのである。彼が公正な規則とし実際に使おうとするのは、すでに馴染んだこれまでの規則である。実際のところ規則の可変性を認めないわけである。この点は、意識の第2段階の残存物だ、とピアジェは主張する。それは、大人への一方的尊敬と外部からの拘束とによって成立する他律的道德意識である、というわけである。

協同段階の後半から規則制定化の全段階を通して、規則意識は完全に転換する。他律に取って替って、自律がはじまる。子どもにとってゲームの規則は、もはや外在的な法ではない。大人によって課せられた聖なる法でなくなる。子どもにとって、規則は、自由に決定できるものとなり、子ども同士の意見が一致することのゆえに尊敬するに値するものとなる。(pp.43-44;70

頁)

規則意識の転換は、3つの場合でみられる。第1に、子どもは、全員の賛成があれば規則の変更を認めるようになる。第2に、子どもは、規則が永遠不変に世代から世代へと伝わってきたと考えることを止める。第3に、子どもは、ビー玉遊びの起源とその規則の起源について私たちと同じ考え方をするようになる。

そして、注目すべきことは、このような新しい規則意識の出現と同時に、「規則の真の遵守」も出現することである。ピアジェによれば、「自律意識」と「法の実質的尊重」とは、同一の事柄の両面だという。

第2に注目すべきことは、子どもたちが「法の存在理由」を意識するようになることである。

「喧嘩しないためには、規則をこしらえて、その規則に従って遊ばなければならない。」

「最も正しい規則は遊びに参加する者たちの意見を取りまとめたものだ。なぜなら、そのときには誤魔化しがきかないから。」(p.49;81頁)

このような発言からピアジェは、子どもたちの中に、法規範の存在理由に関する意識が生まれたことを確認する。

注目すべき第3のこととして、ピアジェが挙げるのは、子どもが、「無政府的空想」と「合法的手続きによって導入された変更」とを区別できるようになることである。

「もし変更が提案されたら、そうしたいと思う者もいれば、そうしたいと思わない者もいる。もし仲間たちが変更を認めたら、他の者もそのように遊ばなければならない。」(p.49;81頁)

この発言にピアジェは、他の仲間たちを説得して最後は多数決で評決することが、ルール変更の正当な手続きであることを、子どもたちが理解していることをみる。子どもたちは、仲間集団の中で大人から介入されることなく、「真に政治的で民主的な感覚（センス）」(le sens vraiment politique et démocratique) (p. 49; 81頁) を身につけていく、というわけである。

6-4 規則の第4段階はどこから出てくるか

規則意識の3段階と規則実行の4段階の関係は、うまく説明できるだろうか。「思考は行動に遅れる」という「ずれ」の原則に照らしてみると、実行の第3段階である初期協同から意識の第3段階への移行は、その原則に則って説明できる。しかし、実行の第4段階については、この原則は適用できない。思考の後に行動が来るとは言っていないからだ。

そもそも意識は第3段階までで終わっており、次の段階はない。先に述べたように、規則実行の第4段階は、認知発達の第4段階に対応するものと考えられている。実際、ピアジェは次のように言っている。

〔規則実行の〕第4段階の法道徳的議論は、一般に、形式的推論に同一視できる。
(p. 29; 44頁)

規則の第4段階を特徴づけるのは法道徳的な議論、つまり規範を決定する議論である。そして、それは、認知発達における形式的な論理能力に「同一視できる」(assimilable)。したがって、規則実行の第4段階は認知発達の第4段階から導かれるということになるだろう。少なくとも認知能力の発達と相即して発達する。つまり第4段階発生のメカニズムは「意識化とずれの法則」ではなく、形式的推論能力にあるのだ。

たしかに、規則の制定化には、ピアジェが言

うように、「純粋な仮定的状況を想定して」議論をすすめられるような形式的推論能力が必要である。しかし、道徳規則・法規則決定のための規範的な議論には、形式的推論だけでは不足している。道徳とは道徳感情だから形式論理だけで十分ははずがない。

ピアジェが「規範的議論は形式的推論と同一視できる」というのを、規範的議論は形式的推論と同じだという意味に解してはならない。それは、規範的議論にも形式的論理が必要だという意味である。形式的推論能力が規範的議論の必要条件になることを語るものである。道徳規則発達の第4段階を特徴づける「規則そのものへの関心」が、道徳規範への関心である以上、それは当事者全員に対して共通に課せられる拘束規則を求める関心である。議論を通して拘束規則を共に求めようとする限り、それはまさに協同行為にほかならない。それは、ピアジェいうところの「協同的規則」(la règle de coopération) を求めることである。

ピアジェは「規則」という言葉を2通りに使っている。「規則」(règle) は、一方で「推論規則」(règles du raisonnement) であり、他方で「ゲームの規則」(règles du jeu) である。「推論規則」とは形式論理に他ならない。「推論規則」を知っているとは、形式的推論ができるということ、その能力をもっていることである。これに対して「ゲームの規則」を知っているということは、もちろん、そのゲームを遂行できる能力があることでもあるが、それだけではない。形式論理の「推論規則」とは、数学的真理のように、人間個人にとっては、絶対的なもの、外部というよりは神のように超越的なものとして、「絶対拘束」的なものである。そこから逃れられると意識されるようなものではない。絶対に逃れられないという意味では、そもそも拘束と意識されないもの、それがなければ形式論理自体の存在を考えられない本質であり、そういう意味で絶対的条件である。これに対して、「ゲームの規則」は、そのように絶

対的なものではない。まさにピアジェが言うように、人間の意思によって変更可能な規則である。人間がその規則に従うのは、彼の自発的な意思からである。そういう意味で「ゲームの規則」は拘束的なものではない。ゲームに拘束が成立するのは、ゲームの参加者たちがその規則に同意するからである。だから、子どもたちがビー玉遊びの共通の規則を求める関心を持ち始める場面 (p. 27 ; 41 頁) —規則実行の第3段階という初期協同の場面—の叙述において、ピアジェが「一般意思」(volonté général) という言葉を使うのも理解できる。ゲームの規則への同意は、たしかに、社会契約論における「社会(国家)成立の契約」への同意に似ている。その契約に同意しなければ社会(国家)は成立しない。それと同じように、ゲームの規則に同意しなければ、ゲームはそもそもはじまらない。そういう意味で、「ゲームの規則」はきわめて政治的なものである。ピアジェが、ゲームの規則の変更手続きを身につけていくことを、「真に政治的で民主的な感覚」(le sens vraiment politique et démocratique) と呼ぶのは、そういう意味である。

このように、「ゲームの規則」は「政治的」なものであり、それは決して絶対的真理というものではない。それに対して、「推論規則」とは絶対的真理である。当事者の合意によって「推論規則」を変更できることなどありえない。だから、「法道徳的議論が形式的推論に同一視できる」というのは、法規範や道徳規範を決める議論においても、当事者間の合意を得るための話し合いの中で形式的推論を互いに使い合うことが必要だ、という意味である。

実は、ピアジェは、この言明に、「この観点からすれば」(à ce point de vue) という限定句を付けていた。先の引用は正確には次のようになる。

この観点からすれば、〔規則実行の〕第4段階の法道徳的議論は、一般に、形式的推

論に同一視できる。(p. 29 ; 44 頁)

この付加の意味するところは、上述してきた理解となるだろう。法道徳的議論の中でも形式的推論を使用する必要はあり、そういう意味で形式的推論は法道徳的議論の必要条件となる。「同一視できる」というのは、その議論の中で形式的推論が使われていることを指すのであろう。

細かく見ていくと、ピアジェの論述がそうなっているかに関しては、疑問なしとしないが、少なくともこのように理解しない限り、ザイン(Sein)とゾレン(Sollen)を区別するピアジェの言明は—この区別に関してピアジェはカント主義者だと思う—理解できない。

そして、このように理解してみると、ピアジェの言っていることも、それほど大層な事ではない。相手を説得するときに形式的推論を使うというのは、きわめて当然のことである。ただし、ピアジェが形式的推論だけで説得され、合意が達成できると考えていたとは思わない。

形式的推論が法道徳的議論のために必要である限り、認知発達に形式的操作期に達しなければ、ゲームの規則も立法化できないことになる。だから、規則実行の第4段階は、認知発達の第4段階と即応するのであり、その限りで認知発達が実行の第4段階を導き出してくる。この点で、規則意識の第3段階が、実行の第4段階を導き出しはしない。

もっとも、直ちに、付け加えなければならぬが、このことは、意識の第3段階が実行の第4段階の成立にとって不必要となることを意味するわけではない。法道徳的議論が形式的推論だけで成立するとは考えにくいからである。そこには、おそらく道徳感情の問題もあるはずだ。ピアジェが規則意識において尊敬を問題とするのは、そういうことだろう。

7. おわりに

規則の実行と意識の関連に関しては、結論部

(p. 62 ; 104 頁) で社会的行動の3類型(自動的行動 *conduites motrices*, 外部拘束のある自己中心的行動 *conduites égoцентриques avec contrainte extérieure*, 協同行動 *coopération*) に対応するものとして, 運動的規則 (*la règle motrice*), 強制的規則 (*la règle coercive*), 協同的規則 (*la règle de coopération*) を規則の3類型として提示している箇所が注目に値する。

だが先にも言ったように, 自己中心性問題を中心としたここでの論述を, 私はまだ読み取ることができない。それゆえ, ここでは触れることができない。

現実には諸類型の混合

ただ, この論述の中で目を引くのは, 「相互的尊敬と協同は完全に実現することはない。」(p. 70 ; 116 頁) と言い, また, 「純粋な拘束というものは存在しない。したがって, 純粋に一方向的な尊敬も存在しない。逆に, 絶対的に純粋な協同も存在しない。」(p. 65 ; 108-109 頁) と, 発言していることである。

ここでピアジェは, 「拘束」と「協同」を, マックス・ウェーバーのいう理念型として, つまり純粋類型として考えているわけである。実際, 現実の仲間同士の議論の中では, ピアジェも認めるように, 時に応じて「慣習や権威に訴えること」(p. 65 ; 109 頁) がふつうにある。逆に言えば, 現実の中で, 完全な協同が実現することはない, ということでもある。

発達における男女差

ビー玉遊びは男の子の遊びだから, 当然, 道德発達における男女差の問題が生じる。

女の子の道德に関してピアジェは, 「隠れんぼ遊び」(*ilêt cachant*) (p. 53 ~ ; 87 頁以下) を取り上げ, 基本的には女の子も男の子と同一の発達過程をたどる, と結論づけている。

真の道德とは何か—道德性のとらえ方—

最後に, ビー玉遊びの規則と区別される正義

の規則について, ピアジェは, 次のように自問している。

「道德規則そのもの(嘘をつくなかれ, 盗むなかれ, 等々)に関わる点において, なぜ, 子どもは, 大人の中では悪いと見做されている事柄について, 相互的尊敬によっても一致に至らないのか」(p. 71 ; 117 頁)

この問いに対する答えとして, 相互的合意と相互的尊敬の区別をもちだしてくる。

盗賊の社会を例に挙げて, そこでも相互的合意が成立することはある。しかしそこに相互的尊敬はない, とピアジェはいう。言葉の本来の意味での「尊敬」とは, 「規範規則に自ら従うものとしての人格に対する賞賛である」。だから, 「相互的尊敬は, 諸個人が道德性と見做す事柄の中においてしか, 存在しない」(p. 71 ; 117 頁)。これが, 盗賊の社会に相互的尊敬がない, という理由である。

しかし, これは答えになっていない。少なくとも発達の文脈でみると, この答えは, 子どもが道德的規則について一致しない理由について, 子どもがまだ本来の意味での「人格」にまで発達していないからだ, と答えるに過ぎない。相互的合意と相互的尊敬の区別は, 冒頭で似た, ビー玉遊びの規則と正義の規則の区別と似ている。そこに共通するのは, 正義の規則を取り出して, それが他のもの(ビー玉遊びの規則や相互的合意)と異なると言っていることである。

ただし, ここでは, 正義の規則とは何かについて, ピアジェは少し語っている。ピアジェが考える「真の道德」に関して述べている。それは, 「人格に対する尊敬」である。これがピアジェの答えとなる。ここでいう「人格」とは, カントの言う「人格」と同じである。ただし, 1点異なる。カントの場合, 尊敬は道德規則そのものに対する尊敬である⁷⁾。だが, ピアジェの場合は, 道德規則に従う人格に対する尊敬, 具体的な「個人に対する尊敬」(p. 78 ; 126 頁)

である。何を尊敬するかという尊敬の対象が、カントと異なる。しかし、それ以外の道徳性のとらえ方において、ピアジェはきわめてカント的である。

ピアジェは、ボヴェ (P. Bovet) に依拠しながら、道徳発達理解の方法論について述べている。ボヴェ (つまりピアジェ) の方法は、どのように義務意識が現れるか、という意識の枠組で捉えようとする。これに対置されるのが、デュルケームの方法である。デュルケームは、客観的枠組で捉えようとする。そしてピアジェは、これら2つの方法は、対立するものではなく、「平行的」(parallèle) (p. 77; 125頁) だと主張する。つまり、ピアジェの方法は、デュルケームの方法と「平行な関係」、つまり相互に相補う関係にある、というわけである。

ピアジェのこの主張については、疑問があるが、それを論じる準備はまだない。

ピアジェの引用文献

ここで参照したピアジェの『子どもの道徳判断』の仏語原典は次のものである。

Piaget, *Le jugement moral chez l'enfant* (1932), Presses Universitaires de France, 1992

邦訳は、大伴茂訳『児童道徳判断の発達』同文書院, 1957年, である。

引用箇所表示 (p. 260; 477頁) は、仏語原典 260ページ, 邦訳 477ページを示す。

注

- 1) 拙稿「ピアジェ理論における道徳性発達の論理—道徳性の発達と社会形成のためのノート」、『神奈川大学心理・教育研究論集』第26号, 2007年3月。
- 2) この4つの時期区分の考え方は、子安増生によるものである。子安増生「認知の発達」(大村彰道編『教育心理学I』東京大学出版会, 1996年, 所収) 参照。
- 3) 認知発達の年齢区分については、子安増生「発達過程の理解」(子安ほか編『教育心理学』有斐閣, 1992年, 34頁の「表2-1 発達段階の区分」) に依っている。
- 4) 第1章の (p. 62; 103頁) でも「意識化」と「ずれ」に触れている。『子どもの判断と推理』(次注参照) においては、「意識化の法則」を第

1法則とし、「ずれの法則」を第2法則としている。

- 5) ピアジェ著 (滝沢武久・岸田秀訳) 『判断と推理の発達心理学』国土社, 1969年, 232頁。
- 6) 注1の拙稿, 166—167頁。そこで次のように述べていた。

「どのようにして道徳感情、道徳的規範が出来てくるのか。すでに述べたように、道徳的規範も論理的規範も生得的ではないが、道徳的規範の素材はすでにあつた。だから、その素材がどのようにして道徳規範になるのか、ということである。ところで、この「素材」についてピアジェは、「構造」(structure) のようなものではなく、「機能」(fonctionnement) だと説明する。ピアジェがここで考えている「構造」というのは、「意識の内容を形づくっていく (organiser) のもの」である。それに対して「機能」は、「釣り合い (平衡) を求めて働く法則」(loi fonctionnelle d'équilibre) として「一貫性や体系性を求めていく働き」(recherche de cohérence et d'organisation) としてイメージされている (323; 564—565頁)。事物の無秩序の中に「一貫性」を求め、ひとつの「秩序を形づくること」(organisation) が、論理的働きである。秩序形成といえば、また道徳の働きでもある。ピアジェの考えでは、道徳の場合の秩序は「釣り合い」を取ることである。知能面と感情面を含めて初期の活動の中には、このような「秩序への体系化」(organisation) を求めていく「働き」(fonctionnement) の「等価物」(l'équivalent) がすでにある、というのがピアジェが発見したことである。

では、その「働き」「機能」からどのようにして、本来の意味での「道徳規範」が生まれるのか。それに対してピアジェは、その「働き」を働きとして意識すればよいという。「意識する」(prendre conscience; prise de conscience) とは、「意識の中に取り込む」ことである。「意識の中に取り込む」とは、つねに意識の「構造」の中に取り込むことである。このことをピアジェは、「(働き・機能を) 適切に意識することによって構造を形成する」(constituer des structures par le moyen d'une prise de conscience adéquate) と言う (324; 565頁)。ただし、この「意識化」は「1回だけの操作」(une opération simple) という訳にはいかない。むしろそれは、長期にわたるものである。」

- 7) カント (野田又夫訳) 「人倫の形而上学の基礎づけ」、『世界の名著 32』中央公論社, 1972

年, 242 頁において, カントは「実践的法則への純粹な尊敬」と述べている。